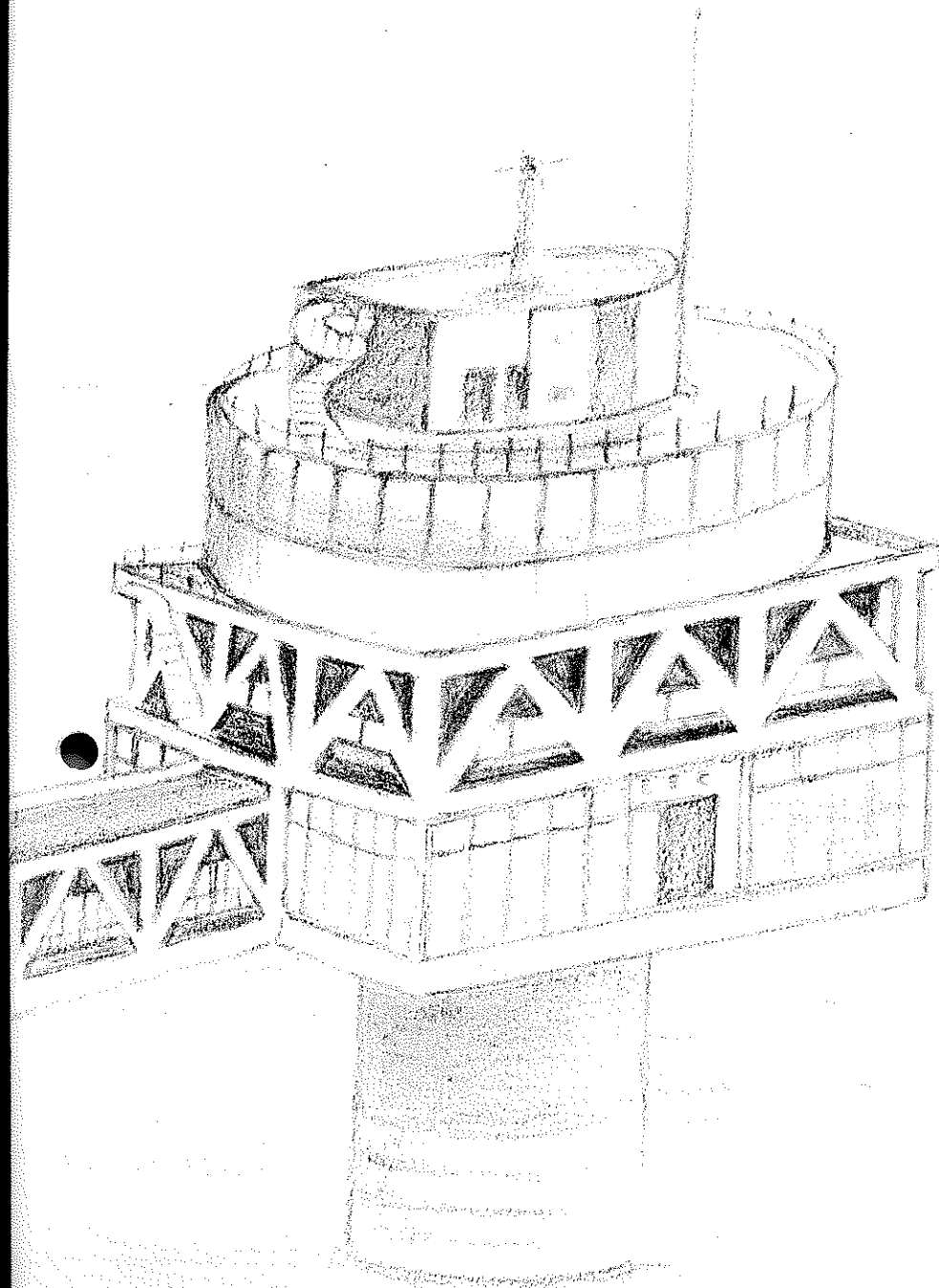




「オホーツクタワー」

ぎょうせいしよし ほっかいどう

行政書士 北海道

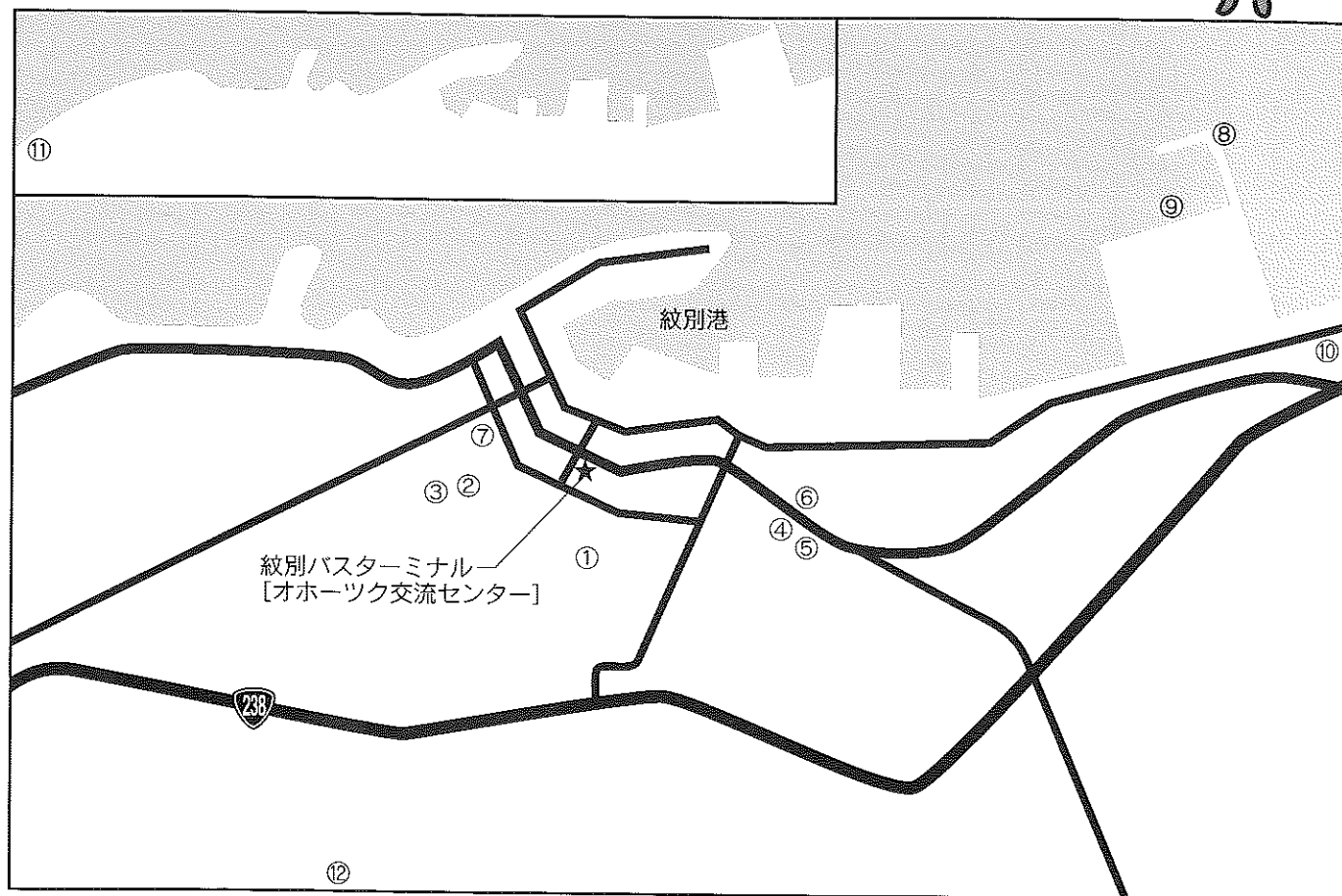
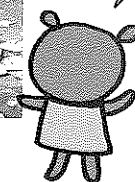
2003年5月

No.256

〈 ホームページアドレス = <http://www.do-gyosei.or.jp> 〉
〈 メールアドレス = gyosei@mrd.biglobe.ne.jp 〉



流氷は毎年1月に
やってくるんだよ!



- | | | |
|---|---------|---------------------|
| ① 旭川地方法務局紋別出張所 | ④ 紋別警察署 | ⑧ 氷海展望塔オホーツクタワー |
| ② 紋別簡易裁判所
旭川家庭裁判所紋別支部
旭川地方裁判所紋別支部 | ⑤ 紋別税務署 | ⑨ ガリンコ号II |
| ③ 紋別区検察所 | ⑥ 紋別保健所 | ⑩ オホーツク流氷科学センター【ギザ】 |
| | ⑦ 紋別市役所 | ⑪ 流氷岬 |
| | | ⑫ オホーツクスカイタワー |

札幌、旭川と桜前線が北上している最中、桜前線よりも一足お先に網走支部所在地である紋別市におじゃましました。

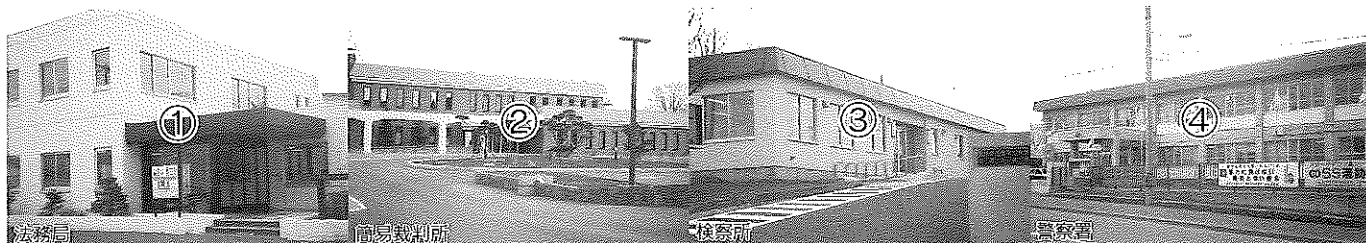
網走支部は北海道の道東・道北に位置し、面積は岐阜県とほぼおなじくらいの広大な地域に3市20町3村で構成されています。主な産業は漁業・農業・林業・観光産業となっており、全国的に有名な観光名所としては知床国立公園・網走国定公園・美幌峠・網走監獄・冬の流氷観光などが知られています。

紋別市はオホーツク海岸線の真ん中に位置し、カニやホ

タテなどの魚介類が美味しく、流氷砕氷船「ガリンコ号II」などが有名です。札幌からは道路で315キロ約5時間、丘珠空港から紋別(オホーツク紋別空港)までは空路約60分の距離に位置しています。



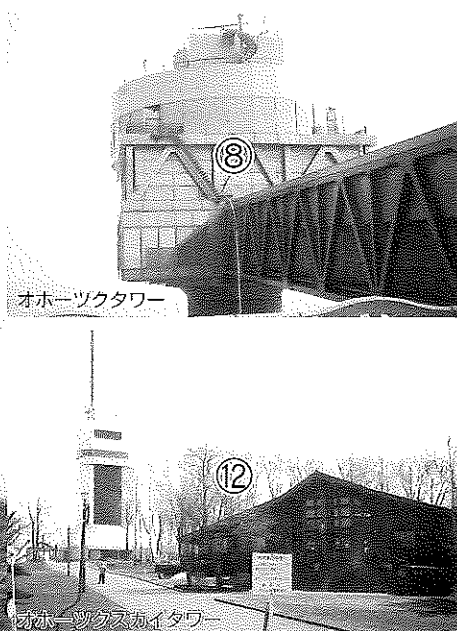
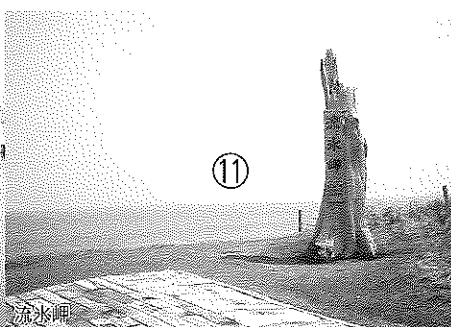
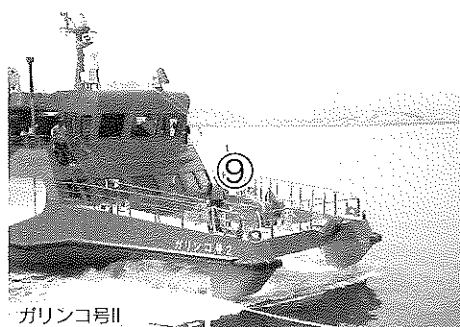
キリッ



1

紋別市のお役所

- ① 旭川地方法務局紋別出張所
……花園2 TEL(01582)3-2521
- ② 紋別簡易裁判所・旭川家庭裁判所紋別支部
・旭川地方裁判所紋別支部
……潮見1 TEL(01582)3-2856
- ③ 紋別区検察所 ……潮見1 TEL(01582)4-2336
- ④ 紋別警察署 ……南ヶ丘1 TEL(01582)3-0110
- ⑤ 紋別税務署 ……南ヶ丘2 TEL(01582)3-2191
- ⑥ 紋別保健所 ……南ヶ丘1 TEL(01582)3-3108
- ⑦ 紋別市役所 ……幸町2 TEL(01582)4-2111



2

紋別市の主な観光名所

- ⑧ 氷海展望塔オホーツクタワー
……TEL(01582)3-1110
オホーツク海の約1キロ沖にそびえる海中観測のシンボル。3階は360°の展望ラウンジとなっており、海底自然観測室では春から秋まで夜の海底観測ができる、世界初の氷海展望塔です。
- ⑨ ガリンコ号II……(株)オホーツクガリンコ観光汽船
……TEL(01582)4-8000
流氷の季節、全道のみならず全国のニュースでおなじみです。予約制となっており、夏でもクルージング運行しています。
- ⑩ オホーツク流氷科学センター【ギザ】
……TEL(01582)3-5400
- ⑪ 流氷岬
流氷の最高のウォッチングポイントです。
- ⑫ オホーツクスカイタワー
標高334mに位置する大山山頂園内にある高さ31mの展望塔。空・海・山が織りなす一大パノラマが楽しめます。

3

網走支部におじゃましました

網走支部事務局は石田支部長の事務所(紋別市落石町1-27-3)内にあります。その石田事務所におじゃましました。

: 網走支部について

石田先生: 会員数は4月に1名の新規登録者を含めて92名で、会員の半数以上が兼業者です。業務といたしましては、建設業・車庫証明・記帳代行などが多いと思われます。

網走支部は支部総会において広大な地域のため、北見・網走・紋別・斜里・美幌・遠軽の6つの地区に分け、代議員制をもって実施されています。

: 研修会について

石田先生: 網走支部では例年3回の研修会が行われています。昨年度は建設業許可・道会HP・代理権について研修会が開催されました。地理的理由から中間点である北見市で開催されることが多いです。

また毎年道東四支部(網走・十勝・釧路・根室各支部)で四支部合同研修会が行われ、昨年度は網走支部が担当支部として、網走市で開催しました。

網走支部からの一つの提案ですが、全道の新入会員を対象に行われる研修会の内容あるいは方法として、以前佐藤支部長のとき、建設業決算報告書の研修会がありまして問題を出されたあと受講者が実際に決算書の作成に取り掛かり、講師は行政窓口担当者の役をやるというものがありました。受講者は間違いがあれば何度も繰り返して窓口担当者のもとに行く。このような実践に即した研修会が新入会員にとって有益であろうと思います。

: 広報活動について

石田先生: 「許認可相談」の広告を新聞に掲載してもらったり、ポケットティッシュに広告を載せて配ったりしています。ポケットティッシュに関しては網走支庁や各市役所・役場などに配布しております。なかなか好評のようですぐなくなるとの指摘を受けております。

: 本日はお忙しい中、ありがとうございました。

オホーツク紋別空港からホテルに向かう道で印象に残ることを聞かれました。札幌の業者は行政書士を選んで変え

たりするが、こちらでは人の結びつきが強いので行政書士を変えることはほとんどないとのことでした。札幌のような都市型だと業者数が多く、また行政書士の数も多い。ここに競争が発生します。地方型だと人の結びつきが強く、新たに食い込んでいくことは難しい。ここにも競争が発生します。人間関係が希薄になってきている昨今だからこそ考えなければならないことだと思います。「人と人の結びつき」都市型、地方型関係なく重要なテーマではないのでしょうか。



前列: 石田支部長、後列左から: 横内理事、鈴木理事、近藤理事

4

お土産を買うなら

- ① 出塚水産
.....本町5 TEL: 01582-3-2012
- ② まるとみ渡辺水産直販店
.....港町5 TEL: 01582-4-5315
- ③ オホーツク流氷観光物産
.....港町4 TEL: 01582-3-5201
- ④ カニ安
.....幸町5 TEL: 01582-3-7877

紋別の食い処

レストラン

- ① ローヤルパレス北路
.....幸町5 TEL: 01582-4-2471
- ② 五十番食堂
.....本町4 TEL: 01582-4-3151
- ③ レストランあんど
.....幸町4 TEL: 01582-4-8585

寿司

- ① 花月
.....本町7 TEL: 01582-3-2872
- ② 蛇の目鮨
.....幸町6 TEL: 01582-3-2656
- ③ 鮎元
.....港町6 TEL: 01582-4-5982
- ④ 政寿司
.....幸町6 TEL: 01582-4-3225

カニ料理

- ① かにつこ
.....バスターミナル前 TEL: 01582-4-2453
- ② あづま
.....本町5 TEL: 01582-3-3049
- ③ かに番屋
.....北浜町3 TEL: 01582-4-2176

最後に網走開発建設部で3年程前に作成したオホーツク・ウォッチング26に会員数を加えたものを掲載します。網走支部はあまりにも広大な面積があり、すべての市町村をくまなく回することは困難でした。それぞれの市町村にそれぞれ独自の特色があります。網走にお寄りの際のご参考にしていただければ幸いです。

(取材・文責 西 直人)

市町村名	会員数	まちの紹介	見どころ	遊びどころ	特産物
北見市	36	もてなしの心が市民に浸透する、ペーパーミントシティ。	北見ハッカ記念館・ピアソン記念館・オホーツクピアファクトリー・道立オホーツク圏地域食品加工技術センター・きたアート21	北見モイワスポーツワールド・富里湖森林公園・フラワーパライズ・北見ファミリーランド・北見競馬場・オホーツク木のプラザ	玉ネギ・オニオンスープ・地ビール・ハッカ飴
網走市	13	めぐまれたロケーションで、訪れる人の心を魅了する、オホーツクの中核都市。	北方民族博物館・博物館網走監獄・モヨロ貝塚館・能取岬・サンゴ草群落地・白鳥公園	流水砕氷観光船「おーら」・網走スポーツトレーニングフィールド・ボボ260・てんとらんど・網走ビール館	ニボボ人形・北海シマエビ・わかさぎ佃煮・流氷あめ
紋別市	16	夏は、草原の緑と海の青。冬は、氷原を彩るイベントの数々。	オムサロ遺跡公園・原生花園・オホーツクスカイタワー・流氷科学センター「ギザ」・オホーツクタワー	オホーツク健康プール「ステア」・流水砕氷船「ガリンコ号」・クリオネブロムナード	ホタテ貝柱・ホタテ蒲鉾・カニ

(次ページに続く)

エピローグ

支部ドットコムは今回を持って終了します。現執行部で札幌支部を除くすべての支部取材し、記事にしてきました。「地方の時代」が叫ばれる中、我々会報編集委員会は、「地方」に目を向け地方発の情報や考え方を紙面に書いてきたつもりでいます。どうしても札幌から見た地方というイメージに仕上がってしまったのかもしれませんが。都市型の行政書士は専門店で地方型の行政書士はコンビニだとかで書かれていた文章ですがその意味が少し分ったような気がします。また人材育成の考え方など地方によって考え方の差異があったように思われます。

しかしながら会報編集委員が各支部にお邪魔して得たものは各支部間の温度差ではなく、それぞれの地域から盛り上げていこうというような熱いパッションのように感じます。

各支部での特色や考え方の差異はあれど、私たちは北海道会の会員です。他の支部に目を向けてみましょう。そしてもっともっとお互いに盛り上げていきましょう。

市町村名	会員数	まちの紹介	見どころ	遊びどころ	特産物
東藻琴村	2	個性的なアイデアで全国に知られる、元気あふれる村。	乳酪館・藻琴山温泉・芝桜公園	藻琴山・夢とチーズの里ふれあいパーク・ふれあいセンター・フロックス	チーズ・長いも・カスミ草・ハム・ソーセージ・山菜料理
女満別町	1	航空路(エアライン)で全国の都市とつながる、花と音楽の町。	女満別八景・女満別駅図書館・水ばしょう群落	遊覧飛行・運動公園・駅前ふれあい公園・国定公園女満別湖畔	わかさぎ佃煮・煮豆セット・青えんどう焼酎・トマトジュース・地ビール・米酒
美幌町	4	名勝「美幌峠」を聖地と仰ぐ、スカイスポーツ愛好者が集う町。	美幌航空公園・美幌農業館・美幌博物館・古梅ダム・美幌峠	網走川河畔公園・みどりの村森林公園・峠の湯「びほろ」	美幌和牛・オホーツク焼「美幌窯」・オホーツク織「びほろ亜麻」
津別町	0	アウトドア・ライフを満喫できる森と湖の町。	津別峠・チミケツブ湖	津別スキー場・YMCAチミケツブ国際キャンプ場・津別21世紀の森	木のつべつの木「木工芸品」・KEM(木彫)
斜里町	4	人と自然の共生をめざし、秘境知床で知られる町。	知床自然センター・知床博物館・知床五湖・オシンコシンの滝・北のアルプ美術館・カムイワッカ湯の滝	ウナベツスキー場・羅臼岳・峰浜キャンプ場・ウトロ温泉「夕陽台の湯」	流氷ハム・勘太郎湯・秘境めん・知床窯
清里町	1	斜里岳のふもと、スケールの大きな自然に抱かれる町。	きよさと焼酎工場・神の子池・裏摩周展望台・斜里岳	緑ヶ丘展望台・町民ふれあい広場	じゃがいも焼酎「きよさと」・よもぎ素麺・よもぎうどん
小清水町	1	海、山そして大きく広がる畑、変化に富んだ自然を楽しめる町。	小清水原生花園・フレイトイ展望台・湯沸湖・ハイランド小清水725・ゆりの郷こしみずリリーパーク	小清水町ふれあいアリーナ・オホーツクモーターランド・熱気球	北路窯
端野町	0	北海道らしいのびやかさで畑と森がひろがる町。	歴史民族資料館・鎖塚	端野メビウススキー場・屯田の杜公園・のんたの湯	ファーマーズハム・ソーセージ・ドライフラワー・チコリ
訓子府町	1	オホーツクらしいさわやかな甘い香りが漂うメロンの里。	町営共同模範牧場	温水プール「KAPPA」・レクリエーション公園・パークゴルフ場・訓子府町温泉保養センター	くんねつメロン・くんねつイチゴ・カーネーション
置戸町	0	森林とともにいきづいた、工芸家魂(クラフトマンシップ)がある町。	どま工房・オケクラフトセンター・森林工芸館	勝山ふれあい公園パークゴルフ場・勝山温泉「ゆうゆ」・鹿の子キャンプ場・おけと湖畔メモリーハウス・森林体験交流センター	オケクラフト・しろ花豆焼酎「おけと」
留辺蘂町	2	無加川河畔に、古くからの情緒がただよう温泉の町。	山の水族館・道の駅「おんねゆ温泉」・果樹林の館・北きつね牧場・北海道きつね村	旭公園・八方台スキー場・八方台森林公園・創造の森	アイスクリーム「クレアート」・白花豆甘納豆・木工用品・カラマツ家具
佐呂間町	1	湖を、美しく、楽しく、おいしい四季が巡る町。	道の駅「サロマ湖」・物産館「みのり」・サロマ湖展望台	悠林館(かぶとむし)・キムアネツブキャンプ場・サロマ湖畔遊歩道	かほちゃパウダー・帆立貝柱・牡蠣(カキ)
常呂町	2	自然の花園を、我が庭のように大切にしている町。	ところ遺跡の館・埋蔵文化センター「どきどき」・ワッカ原生花園・手工業の館	カーリングホール・森林公園パークゴルフ場・100年記念館・栄浦キャンプ場	ホタテ・ところ流氷焼き
生田原町	0	静寂の中、森の精(ピノキオ)に誘われてメルヘンに出る町。	オホーツク文芸館・歌句碑ロード・文学碑公園	ちゃちゃワールド・ノースキング・ピノキオハウス・キララン清里	木のおもちゃ・きのこ・アイスクリーム・高原和牛
遠軽町	4	ひとつの岩と、ひとつの丘と、ひとつの森の物語りがある町。	瞰望岩・北海道家庭学校の森・先史資料館・木楽館	太陽の丘えんがる公園・ロックパレーズスキー場・地ビールレストラン麦酒館	合鴨スモーク・アザラシ皮製品
丸瀬布町	0	ノスタルジックな汽笛が響く、森の町。	森林鉄道「SL雨宮号」・山彦の滝・鹿鳴の滝・木芸館・藤園	森林公園いこいの森・昆虫生態館・武利岳	木工芸品・やまへの飯餅・じゅん菜
白滝村	0	北大雪の山ふところに抱かれ、四季を通じてスポーツと自然が楽しめる村。	合気道開祖植芝盛平ゆかりの地・合気武蔵武田惣角ゆかりの地・北見峠	北大雪スキー場・北大雪マウンテンバイクコース・白滝ゲートボール公園・白滝高原キャンプ場・天狗岳	手作りハム・山菜缶詰・黒曜石加工品
上湧別町	2	鮮やかに。明るく。朗らかな花の町。	チューリップ公園・ふるさと館「JRY」・文化センター「TOM」	五鹿山公園	アスパラ缶詰
湧別町	1	町の前後に、サロマ湖とオホーツク海がひろがる、天然ウォーターフロントの町。	龍宮台展望公園・御園山公園	三里浜キャンプ場・ファミリー愛ランド「YOU」・円山キャンプ場・レイクパレス	はたてソフト貝柱
滝上町	1	清流のほとりにひろがる、花とメルヘンの町。	滝上公園芝ざくら・香りの里ハーブガーデン・滝上溪谷・浮島トンネル記念公園・キューパレス	滝上公園「フロックスハウス」	オホーツク漆器・七面鳥オーナー制度・ハッカを中心として50種余りのハーブ
興部町	0	雄大な自然がクリーン農業を支える、酪農の町。	酪農の丘・オホーツク農業科学研究センター「モーモー城」・興部公園	沙留キャンプ場・沙留海水浴場・エンテューロ	オホーツクおこっぺ牛乳
西興部村	0	森で夢を見るようなホテルのある町。	氷のトンネル・ヘルシーパーク・公民館兼ホテル「森夢(リム)」・森の美術館「木夢(コム)」	森林公園キャンプ場・氷のトンネルキャンプ場・森林公園・道の駅「にしおこっぺ花夢(カム)」	まつたけ焼酎「樹の宝」・ほんしめじ・山菜詰め合わせ・鹿肉
雄武町	0	オホーツク日の出岬は、美食・美容・美景の感動空間。	日の出岬	日の出岬キャンプ場・オホーツク温泉ホテル「日の出岬」・道の駅「おうむ」・宮の森公園パークゴルフ場・オホーツクスキー場	毛ガニ・さけの一本飯餅・はたてかまぼこ・鮭(めじか)

「心に残った体験談」

一番心に残る著作権関連業務はなんと言いましても、一番最初に受託した「ソフトウェアプログラム著作権登録」でした。

開業して3ヶ月を経過し業務依頼も少なく、当初目指していた知的所有権関連業務が全く経験できない日々が続いていた時です。一本の電話は宮城県仙台市のR社というソフトウェア開発会社からのもので、開業を知ったI社長様から「どないした？」との心配する電話で始まります。

I社長とは、サラリーマン時代の最終赴任地仙台市の某小学校PTA会長時代にお付き合いがある方でした。地域社会につき北海道との違いを熱く語り明かした方で、「江谷さんは絶対独立しないだろうね！典型的なサラリーマンだよ。」と良く酒の肴になったものです。I社長は十数年前、脱サラし事業を立ち上げ順風な経営状況であることを良く話していましたが、私の行政書士事務所開業に吃驚したようで「江谷さんに頼みたい仕事がある、全て任すからやってくれないか！」という簡単な内容の電話に、「どのような仕事でしょうか？」と切り出すと「明日千歳空港へ行くから」、この言葉にはこちらも吃驚したものです。

翌日千歳空港に出迎えると、開口一番「現在十数種類のソフトウェアを販売および開発しており、いずれも知的所有権に関し何ら手当てをしていない！非常に不安だ。」という言葉。また、「契約書に関しても不安な部分がある。それら知的財産権全般に関し行政書士は出来るはずだ！」と、事前に行政書士業務を研究した様子で、立て板に水のごとく話してきました。

「まあ、江谷さんに頼んで間違いは無いだろう」と業務依頼は決まったことのように話しは進みました。この時、実務経験はまった

く無し、不安いっぱい、どうしよう状態でした。しかしI社長に頂いた「間違いはないだろう」の一言に胸を熱くし、「ご期待に添えるよう全力を尽くします。ありがとうございます。」を震えながら言った記憶があります。

I社長はそれ以上多くを語らない東北人気質で私の心中を見透かしているようにみえました。

このR社の業務受託から地元札幌を始めとし、北海道各地のソフトウェアベンダー、そして東北六県からも業務依頼が来るようになりました。今もってR社I社長とはお付き合いを頂き、中国上海市における知的財産制度およびソフトウェア産業の現状視察を案内して頂くなど私にとって忘れることができない体験・経験をさせて頂いています。

最後に、我が国の国家大綱「知的財産戦略大綱」は無体財産権全般の実益ある活用を推進しています。しかし、中小企業にとり権利意識はあるものの「権利の具体化」には脆弱なものを感じます。我々行政書士はその最前線にいる訳で、的確なコンサルティングはその企業の成長に大きく関与することを肝に銘じ、慎重かつ大胆な業務展開が望まれる分野でもあります。皆さんとともに研鑽を積み「著作権」業務を行政書士の不動の業務とすべく、実務経験を積み上げて行きたいと思っております。

最終回は「エピソード」というテーマをいただきましたが、農地法の業務では主だって面白い話がありません。農地法は、転用に係る農地の面積（採草放牧地は含まない）が2haを超える場合には、必要に応じて事前審査を受けるよう指導していますが、その他の申請についてもこの事前審査制度が準用されています。したがって、取り下げ、不許可といった面白い失敗談話もないので、今回は私のわがままを許していただいて、思いのままに書かせていただこうかなと思います。

最近、小規模経営の高齢農業者は、後継者がいないためか、老後の不安に備え、生産性の低い市街地農地を売買したり、また、独立した子供たちの住宅建設の目的で贈与するケースが多いようです。

このような場合、当然、農地法第5条の規定による許可で所有権移転登記がされますが、この手続きの進め方には二通りがあり、その違いに大きな差が生じます。通常は許可が下りたら即この許可書を添付して所有権移転登記をします。この段階では農地のままで所有権が移転されます。宅地造成そして基礎工事が終わった段階で地目は農地から宅地に変わりますので、地目変更の登記をしなければなりません。この時に、現況証明願を農業委員会に申請し、農地以外であることの証明をいただきます。この場合、農業委員会の総会は必要ありませんので即日交付していただけます。この証明書をもって地目変更の登記がされるのです。ところがこの逆をする方がいます。農地法第5条の規定による許可で、建築工事を進め、先ほどと同じく基礎工事が終わった段階で地目の変更登記をしてから、所有権移転登記をする方がいます。どちらの方法も最終的には所有権が移転され、地目の変更がされるので法律上問題はないのですが、後者の進め方で手続きをしますと、移転登記に伴う登録免許税、または贈与税の計算に大きく影響を及ぼすことになります。前者の場合は、農地のまま所有権が移転しますから、当然、農地は評価額が低いので登録免許税は安く済みますし、贈与税の計算についてもその差に違いが出ます。

農地法の許可は、売買、賃借等の農地等の権利移動を目的とする法律行為の効力発生の要件となります。（第5条第2項、準用第3条第4項）なお、相続による権利取得は、法律行為ではな

く相続という事実によるものですから法第5条の規制の対象とはなりません。このことから、税法上についても次のように取り扱われております。「農地又は採草放牧地について贈与があった日とは、次に掲げる日後に贈与があったと認められる場合を除き、次に掲げる日であるものとして取り扱われます。①農地法第3条第1項又は第5条第1項本文に規定する許可のあった日②農地法第5条第1項第3号に規定する届出の効力が生じた日」（猶予通達5）。

最後に「農地法は現況主義で土地登記簿によるものではない。」についてお話ししたいと思います。農地法の難しさはここにあると思います。行政書士の先生方より司法書士の先生方に知って貰いたいのです。農業者が土地を売買するときに司法書士事務所に相談され、公簿上原野または山林だからといって第三者に所有権移転登記をするケースが見受けられます。何度も言いますように農地は現況主義ですから、農業者が土地の売買をするときは、その所有地はすべて農地ではないかと疑う必要があります。実際、公簿上の原野、山林のみ所有権移転登記を済ませ、残りの農地のみ行政書士に許可等の申請を依頼する司法書士の先生がいますが、後で現地調査をしてみたら立派な畑だったということも時々あります。その反対に公簿上農地であっても現況は原野だったということもあります。我々行政書士が取り扱う場合は、必ず農業委員会の農地基本台帳で確認し、現地調査をしましょう。私の場合は、後継者に譲渡する生前一括贈与の農地法第3条による許可申請の時にも、必ず農地基本台帳を閲覧（コピー）します。

また、こんなこともあります。農地の上に住宅を建設してしまってから、金融機関に登記簿謄本を提出しなければならないので、さて、どうすればいいの？明らかに農地法違反で、建築士の責任が問われます。この時には当然農業委員会と相談をしますがこれも二とおりの結論がでます。一つは、現況証明願により、地目の変更。二つ目は農地転用の許可を受けてから地目の変更。

農地法は現況主義ですから、矛盾が多く、法律の知識より経験を積むことがクライアントへの信頼に繋がると思います。特に農地は地方に多いので、不安な対応では信頼をつかむことはできません。仕事は足で稼ぎましょう。おわり。

電子申請と行政書士を待ち受けている地平

業務部理事 葛 西 彰

【セキュリティー対策(前号からの続き)】

今国会で、個人情報保護法制の審議が行われています。一度廃案になった法案を、政府与党は国民から批判の多かった点を考慮して、再度提出したものであります。すでに個人情報の保護に関する特別委員会は17の附帯決議を持して政府案を可決し、法案は本会議へ送られました。本原稿が皆様のもとに届く頃には、法案は成立しているものと予測致します。私の関心は、個人情報の自己コントロール権と、行政などによる個人情報の目的外使用への在りかたに注目し議論を見つめてきました。委員会の審議過程は、以下のサイトで閲覧出来ます、是非ご覧下さい。

(http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm)

そしてさらにこの法案審議の過程で、町の法律家としては域外かもしれませんが、次の二つの視点においても検証する機会となりました。

1. この国の人権そのものへの認識の深度がどの程度なのか。
2. 行政と個人との関係が再度見直される契機となるのか。

個人情報保護の思想は、諸外国ではコンピューターによる情報処理とは無関係に成立している国が多いが、それはプライバシー保護という人権に深く根ざしています。一方で、コンピューターの社会への普及、即ち行政や企業のみならず市民レベルまで導入が進んできた現代では、大量のデジタル情報の漏洩や改ざん等が、国民の生活や人権そして経営も侵しかねないという重大な危惧を覚えるに至りました。

そこで、国際機関であるOECDの情報・コンピュータ・通信政策委員会は「暗号政策に関するガイドライン」を採択し勧告致しました。各国は、このガイドラインに従い国内法の制定・整備を行ってきました。我が国においては、こうした世界の動向やコンピューターによる情報処理の適切な在り方に配慮する中で、国民的盛り上がりという下からの要請ではなく、政府或いは国際的な要請によるところに大きな事情があって、個人情報保

護法制の成立を急いできたのが実態であります。

ところが、報道の自由という別の視点などが付随的に対象として論議されたため、本来の目的とするものがかすんでしまったという感をぬぐいきれません。このOECDガイドラインは、各国にセキュリティーの重要性を訴えていますが、例えば、『政府は広範な責任を負い、そのいくつかは特に暗号の利用に関連しており、その中には、プライバシーの保護、情報通信システムのセキュリティー確保、部分的には商業の促進による経済の振興、公共安全の維持、及び法の執行と国家の安全の保護が含まれている』としている。

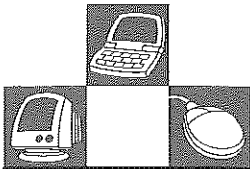
OECDガイドラインの策定に大きな貢献を担った中央大学堀部教授と総務省電子申請共通課題研究会の座長をなさった宇賀東京大学教授とが、共に参考委員として個人情報の保護に関する特別委員会で重要な意見を述べています。行政書士としても、たいへん興味深いというより、今後の私たちの業務においても示唆に富むお話をなさっています。ご紹介した同委員会4月21日第7号をご一読頂ければと重ねてお勧め致します。

堀部教授は「プライバシーと高度情報化社会」堀部政男著 岩波新書において、入門書としては最適な歴史的経緯や我が国の動向についての確かな一冊を著しておられますので、こちらをご一読下さい。

宇賀教授の同委員会での意見の重要性は、次項目で述べさせていただきますが、その前に、セキュリティーの重要性についてさらに触れてみたいと思います。

電子文書は、【電子文書の特性】で述べましたように様々な利点を持つ反面、いくつもの危険も潜んでいます。その危険を回避するために、制度的・技術的・人的な対応が図られていなければなりません。

電子文書の処理・保存・管理のそれぞれにおいて、具体的には電子文書の作成・閲覧・変更・消去・送信・受信・実行・情報処理・・・等の事象に対する制御と記録についての方針を定め、電子文書のライフサイクルにわたる管理を行う必要がある(松本勉、横浜大学教授、(電子政府電子自治体：第



一法規出版<千葉大学多賀谷一照教授編集)において)。

そして、これらの危険を回避するための対応として、OECDガイドラインに示されたように、暗号技術を活かした暗号政策を実現していく事ではないかと思われます。

情報セキュリティとは、情報そのものも含めて情報システム全体において、少なくとも守秘性(機密性)、完全性(一貫性)、可用性が満たされていることを目指します。ガイドラインの用語の説明によれば、

守秘性とは、データ又は情報が無権限の個人、主体又はプロセスに対して利用可能とされない又は開示されないという特性をいう。完全性とは、データ又は情報が権限のない方法により修正又は改竄されていないという特性をいう。可用性とは、データ、情報及び情報システムが、要求された方法で適時にアクセス可能及び利用可能であるという特性をいう。

松本教授は、これらの項目について、『・・・どのように管理したいかについての方針(ポリシー)を定めておき、その方針に矛盾しないようセキュリティを制御していくというプロセスにより達成される』と述べています。

わたしたち行政書士は、申請者の個人情報を取り扱う職業であり、行政書士法で、守秘義務が課されています。これに違反すると刑に処せられ、恐らく業務は継続できなくなるでしょう。それだけ重い責務を課せられていますが、紙文書においては、廃棄や原本を取り戻すという方法で、難を避けることも可能でしたが、電子文書は、紙という物理的に触り、視認できるものと異なり、『見えないのに存在する』或いは『触れられないのに存在する』情報であり、その取り扱いと守秘はまったく別の方法によらないと守られないものであります。

文書の暗号化、電子署名、認証局、電子証票のICカード化など、わたしたちが学び、身につけておかなければならない知識が、これに代わっていきます。そしてさらに情報と接する人的要素、補助者や外部の第三者、例えば取引コンピュータ

一企業なども含めて、申請者の情報を守る取り扱いがなされていなければなりません。

行政書士事務所から機密が漏れてしまえば、その行政書士事務所のみならず、行政書士全体へ影響が広がりがねません。行政書士は、電子申請を通じ、代理人としてその担い手となることを期待され、電子政府・電子自治体のキーパーソンとしての一役を果たしていこうとしています。

そうした時に、情報管理がしっかり出来ているということが、とりもなおさず国民の信頼を勝ち得るからであります。

日行連、単位会は行政書士の情報セキュリティに関して、速やかにガイドラインを策定し、会員に示していく必要があります。一方会員は、ガイドラインを参考にして、十分な対応を構築しておくことが求められます。また、行政自身がこうした情報セキュリティに対して、十分な対応がなされていることは勿論、その適切な評価がなされていることも重要であります。行政にとっても暫くは手探りが続くことでしょう。

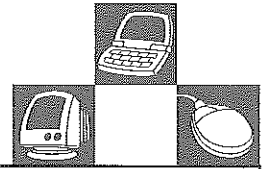
文書の暗号化においては、公開鍵暗号化方式(PKI)の理解が重要になります。電子署名法の成立によって、同方式が文書の原本性と本人確認を有効とする方法であると法律としても認めることになりました。

リアル社会と同様、実印の存在と印鑑証明の有効性が認知されたのと同じ事といって差し支えありません。

行政手続においては、本人確認の必要のない簡易な申請を除き、これらのインフラが法律的に成立していないと有効なものとはなりません。

行政書士は、日行連認証局による有効な電子証明書を取得し、日行連認証局は、速やかに総務省との相互認証を行い、政府認証局と接続され、相互に相手側が(本人)であることを確認することが出来るようになっていくことがインフラの仕上げであります。

敢えて言うならば、行政書士全員が電子証明書を持つことが、正当な理由なく依頼を拒むことが出来ない行政書士法の規定に準拠するものであります。



会員の皆様は、時期が到来したら全員が直ちに電子証明書を取得することを希望します。他工業においてはすでに全会員が取得するという前提で準備が進められています。

認証局の在り方、専門家としての行政書士の在り方、そして電子署名法とその意義などについては技術的諸課題と共に紙面の都合上割愛せざるを得ないことは残念ではありますが、他に譲らざるを得ません。機会があれば、昨年霞ヶ関弁護士会館で開催された「第二回電子署名・電子認証シンポジウム」に招かれパネリストとして登壇した際に寄稿した拙文をご一読頂ければ幸いです。

【その他の諸問題－終りに代えて】

宇賀教授は、個人情報の保護に関する特別委員会の参考人として、次のように述べています。

『(個人情報の目的外利用という)懸念はよく理解できますが、この点については、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図るために制定された行政手続法の存在を忘れてはなりません。違法な目的変更、目的外利用・提供の停止を求める請求は、行政手続法で言う申請に該当し、したがって、同法二章の規定が適用されます。そのため、行政機関の長は、目的変更の「相当の関連性」、目的外利用・提供の「相当な理由のあるとき」について、審査基準をできる限り具体的に定め、公にしておく義務が課されることになります。したがって、事前にどのような目的変更、目的外利用・提供が行われるかを国民は具体的に知り、違法であると思えば利用停止請求を行い、拒否されれば不服申し立てをして情報公開・個人情報保護審査会の判断を得ることも、訴訟を提起して裁判所の判断を得ることもできます。利用停止請求権の創設は、行政手続法による手続保障とリンクしていることに留意する必要があります。したがって、政府には、この面での行政手続法の適正な運用を要望したいと思います。』

行政手続きのプロフェッションとして、電子申請という新たなフィールドに立ちながら見えてきていることは、つまり行政手続きにおける一元的

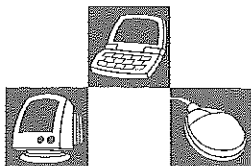
対応を行いうる資格者の存在であります。すなわち、個人情報法保護法制に関する論議の中でも、行政手続法に示された国家と国民の関係を「程好いバランス」に置くことが指摘されており、それは法律による規制だけではなく、実効面において担い手となる存在があって初めて実現していくものではないかというのが、わたしの辿り着いた理解であります。具体的に述べるならば、それは行政不服審査法の代理を行政書士が担うことで、十分に満たされ完結することを予定しています。広範な行政と関わり、深度のある業務を通じて知識を蓄えている行政書士にこそ代理を行わせることは、国民の利益に大いに資するものと確信します。

行政書士法は、その第一条において、行政に関する手続きの円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とするとしました。日行連は、いわゆる民民業務への対応を明確にしたことを強調しているが、むしろ国民の側に立脚し行政と対峙する行政書士の未来像を描いたとわたしは理解している。大阪府行政書士会の講演で、宇賀教授はこのことについて特に言及しており、行政書士の果たすべき役割について期待を込めて語られている。そして講演後、黄昏の浪速の道をそぞろ歩きしながらわたしに、『行政不服審査法における代理を行政書士は目指すべきではないでしょうか』と囁かれた事が脳裏を離れずにいます。

行政手続法は、行政の裁量の管理に目的があります。行政に対して疑問を呈するか否かを、国民に示すのが私たち専門家行政書士の役割かと思う。そのことは行政を国民が育てることになります。別に決まりがないものなら強制してはならない、そう示してあげることが、実はこれからの行政には実は親切なことだろうと思います。

電子申請は、そういう不確かな裁量権をかなり殺ぎ落とすでしょう。行政手続きにおいて、行政も申請者も弱者強者の関係を徹底的に排除する思想がないと、見えないところで国民が泣くことになりかねません。

『立法、司法の場でも不備不統一が目立つが、立法、司法のかかる状況よりもいっそう問題であったの



は行政官の意識であったと言える・・・、行政が法律に基づいて行われているという、法治国家において当然のことが、必ずしも十分に認識されず、このことは実体面よりも手続き面において顕著であった。

たとえば国民の申請権が形骸化されてしまうような運用がまれではなかった。すなわち、申請の到達と受理を区別し、受理がなされていない以上行政の審査義務は発生していないという前提に立ち、しかも受理するか否かについては、完全に行政庁の裁量に委ねられているかのような取り扱いが相対的にひろく行われてきたのである。』

（「情報公開法の理論」、有斐閣、東京大学大学院教授宇賀克也著）

電子申請は、現在もお未解決な要素として残る、申請に伴う添付書類の取り扱い、手数料や税の納付方法、代理申請の広範な適用等において、行政書士独自の意見を述べていくことは可能であり、重要であります。

北海道行政書士会では、すでに佐藤文則企画部長そして高度情報化対応委員会（江谷清和委員長）を中心に、北海道庁情報政策課と電子申請の在り方について情報と意見交換をし、行政書士としての立場からまた利用する道民の立場からも様々な対話を継続しています。いずれ本格化する電子申請を見据えて、システムが構築される前に、こうした機会を設け継続していくことの意義は大変大きなものがあります。

全国的にも、岐阜、福岡、兵庫、山形などの単位会においても、自治体との間で様々な協議や取り組みが行われています。

こうした動きが、全国単位会でも開催されていくことが求められますし、利用される電子申請とするためには、“現場”に立つ行政書士の意見は大変貴重なものであり、参考とされることは自然なことでもあります。

実務を通じて得た行政の矛盾や、同一官庁でも異なる対応の違いや、法律にはない恣意的ともとれる審査基準の制定や様々な問題を日々の経験として認識しています。その現実の矛盾を一旦破算

にしてくれる可能性を持つのが、電子申請化であり、書式や添付書類の見直しであります。

こうした行政の変化の時に、わたしたち行政書士が寄与できる地平もまた明らかになってきているのではないのでしょうか。目指しているものが明確であり、そこに国民の利益に資するという意義がある限り、専門家の意見を踏まえて電子政府・電子自治体を構築していくという行政の構想とも違うものでは決してありません。

電子政府・電子自治体のスタートの時は、紙との併用は避けられず、コストも効率も上がらず、また予期せぬ問題も起こりうると想像します。それを軌道に乗せていくためには、また完全な電子化に移行していくためには、まだまだ時間がかかるであろうし、新たな技術の導入も行われるであります。性急に完全なものを構築するということにはならないでしょう。まず電子申請に取り組む最初の担い手であり、最大の担い手であるのが、代理者であり法律資格者であるわたしたちであります。

専門家として、ここは踏ん張りどころではないかと思えますし、国民や企業に成り代わり、適切に代弁していくことが、もう一つの専門家としての役割であります。

そのために必要な事は、行政書士としての信頼に加えて、電子社会でも通じる新たな信頼の獲得であろうと思います。冒頭述べた、ITを単に道具としてのみ理解するのではなく、電子社会という新たな地平への適応と寄与すべき役割が待ち受けていることを自覚することではないのでしょうか。コンピューターと通信技術によって作り上げられていく高度に情報化された行政と、十分な理解と対応が容易に築けないと思われる国民との間に、専門家として毅然と立ち、代弁すること、即ち改正行政書士法を堅持することこそ、わたしたちの使命ではないのでしょうか。会員諸兄には、恐れ多い言葉となりますが、時間は限られております、一にも二にも研鑽を積み重ねるしかない（勉強せよ）ということであります。

取消の効果

米 倉 博

1. はじめに

行政庁の受益的処分を受けた者が、のちにその処分を当該行政庁に取消されその取消の原因が処分を受けた者の側に責めに帰すべき事由がないという場合、取消の効果について裁判所はどのように判断されたのか、実務上意義ある判例であると思われる。

本件は、恩給法に基づく扶助料の受給要件を満たしていることに疑う余地を残さないで適法なものとして申請をし扶助料の支給裁定を受け受給していた者が、のちに行政庁の支給裁定に誤りがあったことを理由に支給裁定を取消して、すでに支給した扶助料の返還を求めるものである。

裁判所は、一審、二審とも扶助料の返還請求を認めなかったが、その結論に至る判断は異なるものとなっている。以下に項目を立て要旨をみることにする。

2. 事実の経緯

昭和14年12月	Aと現役陸軍中尉B結婚(昭15・6・29届出)
昭和16年6月25日	長女、Y出生。(昭和38年12月10日婚姻届出により某姓に改氏)
昭和20年6月20日	Bは、比島レイテ島で戦死。
昭和29年2月26日	Aは、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭28・8・1施行)に基づき遺族年金及び弔慰金の請求をする。
昭和30年6月22日	厚生大臣は、本請求に対して、Bの死後27・3・31までの間、Cと請求人Aは事実上婚姻関係にあったことを理由に請求を棄却した。
昭和32年8月30日	長女Yは、Aの請求が棄却されたので恩給法(大12・10・1施行)に基づき扶助料を請求した。
昭和33年4月8日	厚生大臣は、Yの請求に対し支給の裁定をした。
昭和37年11月29日	Aは、厚生大臣の棄却処分不服であったため「請求棄却」の取消を求めて提訴したところ厚生大臣敗訴の判決を得る。高裁も地裁の判断を支持し確定する。
昭和41年5月25日	厚生大臣は、判決に従ってAに対して扶助料支給の裁定をした。
昭和41年5月27日	厚生大臣は、判決の結果、長女Yの扶助料の支給は誤りであったとして、扶助料支給裁定を取消した。
昭和43年	国は、Yの扶助料の返還を求めて提訴した。

3. 双方の主張

国(X)は、正当な受給権をもたない被告(Y)に対して支給裁定を取消した場合その効果は遡及しそれまでに支給された金銭は法律上の原因を欠く不当利得となるからYがその受給金額を返還すべき義務を負うのは当然であると主張した。

これに対してYは、(一)、厚生大臣の裁定により長期間に亘って扶助料の支給をうけていたものであり、突如としてXが、支給裁定は誤っていたというだけの理由で裁定を取消することは、その取消を必要とするだけの強い公益上の理由がなければ許されないというべきであって、支給裁定の取消はその内容において重大かつ明白な瑕疵があり無効である。(二)、仮に取消が有効だとしても、取消原因はYの責めに帰すべき事由に基づくものではないから、当事者たるYの不利利益のためには取消の効果は遡及しないというべきである。と主張した。

4. 一審の判断(松山地方宇和島支部昭和43年(ワ)第26号昭和43年12月10判決)

1. 申請が不正な手段によるものであったか否か

Yの扶助料支給申請は、母親Aの申請が棄却されたために法律上次順位請求権者であることから行われたものであり、当時としてはYが適法な受給資格を持つものと考えことは無理からぬ事情があったことからすれば、本申請は正当な権利行使という認識のもとになされたものであり、詐欺その他不正な手段によってなされたものとは認められない。

2. 受益的処分の取消権とその制限

行政行為は一般に、その内容が違法であれば、権限ある行政官庁においてこれを取消することは許されており、寧ろ行政行為の法適合性の要請の故にその違法を是正するためにはこれを取消すべきであろう。本件についてこれを見れば、厚生大臣が、自らの調査(恩給法第9条の2)不十分のためとはいえ、Yの受給資格の有無についての認定を誤りために正当な受給資格者でなかったYに対し扶助料の支給裁定をなし、それに基づいて元来ならば支給されるべきでなかった扶助料が支給されてきたことは違法な内容をもつ行政行為が行われていたことになるのであるから、その内容の違法を理由としてこれを取消することは形式的には適法な行為であるといわなければならない。

しかしながら行政行為はその公定力の故に、特に人民に一定の権利若しくは利益を与えることを内容とするような行政行為については、徒に法的安定を紊すことは許されず、その取消に当たっては、行政行為の法適合性の原理と人民の信頼保護の原理の調和が常に考慮されねばならないというべく、従ってその取消には条理上一定の制限があるものといわなければならない。即ち取消により人民の既得の権利若しくは利益を侵害する場合には、取消原因が存するときでも、①申請が詐欺その他不正の手段によってなされたことの顕著な場合を別として原則として許されない。②既得の権利若しくは利益を侵害してもやむを得ないだけの強い公益上の必要が存しなければならない。③法的安定のためには取消権の行使は条理上相当の期間を経過した後は許されないというべきである。これを本件支給裁定の取消しに照らして判断すると以下のとおりである。

本件におけるYの扶助料の申請に際し、①については、前述のとおり詐欺その他不正の手段によってなされたものでないこと。②については、Yが受給資格を有する旨の認定に誤りがあったということは、支給裁定に取消原因があるという理由にはなり得てもその取消を是認するに足る強い公益上の必要があるという理由にはなり得ない。さらに支給裁定は、その性質上、元来申請人との関係でその受給資格を確認する行政行為であるから、第三者に何ら法律上影響することがないこと又国家財政上の必要を考えると、本件取消の時点において、なおその取消を是認するに足るだけの強い公益上の必要があるものとは認め難い。③については、取消のなされた日時は、条理上相当と考えられる期間を余りに経過したものと解するの相当である。

3. 取消行為の瑕疵の程度

従ってこれらの理由から、本件取消は許されるべきではなかったというべきであり、このような意味において右取消行為には瑕疵があったものといわなければならない。

そこで、右瑕疵の程度が、重大かつ明白な瑕疵であるか否かについて考えてみると、右取消行為は形式的には適法な行為であること、取消の制限(①②③)として考えられる諸事由は法律上明示されたものではなく、条理上認められなければならないとして考えられたものであって、いかなる事由が行政行為取消の制限として認められるかについては必ずしも一致した見解があるわけではない。本件の如き扶助料の受給権は法律上定められた一定の要件事実を具備すれば当然発生し、その内容も法律上定められているもので、支給裁定によって権利を取得するものではなく、支給裁定はその確認的行政処分過ぎないところから、Yの如く右要件事実を具備しなかった者はそもそも当初からの権利を有しなかったものであり、支給裁定の取消により何ら侵害されるべき権利を有しないのであるから、右取消は無制限に許されるべきであるという考えもあり得ることなどを考え合わせると、本件取消行為には瑕疵があるとはいえ、何人からもその全部無効を主張できる程度に重大かつ明白な瑕疵があるものと解することはできない。

4. 善意申請の場合における取消の遡及効

本件取消の効果はYの不利益のためには遡及しないとの点についてみると、Yの右主張は、結局、右取消行為の効果はその遡及する部分に限って無効(一部無効)であるという主張と解されるので、これについて考えてみると、一般に行政行為の取消は、法律上成立すべからざる行為を失効しめることを目的とするものであるから、その効果は原則として遡及効をもつものと解せられる。しかし、或る行政行為の有効性を信頼して取得した人民の権利若しくは利益が、当事者に何ら責むべき事由もないのに、行政庁の一方的な取消行為によって剥奪され若しくは既成の法律秩序が破壊されることは、行政に対する人民の信頼を根底より覆し、「角を矯めて牛を殺す」の類であって、却って行政目的に背馳することになる。行政行為が不可争性を有するに至ったということは、それが手続上取消されなくなったというにとどまり、それが適法な行為に転化するものでないことを考えると、ここにおいても、行政行為の有効性を信頼したものは法の保護を受けるに値するという人民の信頼保護の原理が全く無視されてよい理屈はない。

従って行政行為の公定力、不可争性の各原理と人民の信頼保護の原理との調和が考えられなければならない。そしてその調和は、取消の原因が当事者の責めに帰すべき場合の外は、その取消の効果は当事者の不利益のためには遡及しない換言すればその遡及する部分は効力を有しないという点に求めることによって保たれるというべきである。

5. 実体法の解釈

Xは、恩給法とその性質を同じくする戦傷病者戦没者遺族等援護法第32条の4には「死亡したものと認定されていた軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつたものが生存していることが判明した場合において、その遺族と認定されていた者に遺族年金又は遺族給与金が支給されているときは、当該生存の事実が判明した日までに支給した遺族年金又は遺族給与金は国庫に返還させないことができる」とあって、当然返還すべき義務の存在するを前提としていること明かであり支給裁定を取消した場合その効果は遡及すると主張する。右規定はXの主張を原則前提とした上で、それでもなお「遺族年金等を国庫に返還させないことができる」として、行政庁の裁量により右遺族

年金等を国庫に返還させないことができることを明示した点に重要な意味があるといわなければならない。しかし右返還をさせるか否かは、既に支給をうけていた当事者の利益に重大な影響をもつものであるから、右裁量は便宜裁量に該当するものではなく、支給裁定を全部取消すか、将来の部分のみの一部取消にするかの右裁量判断の基準は前述したところによって明らかな如く取消の原因が当事者の責めに帰すべき事由による場合であるか否かかという点に求められるべきである。このような意味において右裁量行為は条理法に羈束された所謂羈束裁量行為といえ、右裁量の誤りは違法な行政行為として取消を免れないといえるべきである。

5. 二審の判断(高松高裁昭和44年(ネ)1号昭和45年4月24日判決)

1. 処分の取消とその制限

行政処分が、のちにそれが違法もしくは不当であることが明らかとなったときには、処分庁みずからこれを職権で取り消し、遡及的に処分がなされなかつたのと同じ状態に復せしめることができるのが本来であるが、ただ、取り消すべき行政処分の性質、相手方その他の利害関係人の既得の権利利益の保護、当該行政処分を基礎として形成された新たな法律関係の安定の要請などの見地から、条理上取り消しをなすことが許されず、もしくは、制限される場合があることを承認しなければならない。すなわち、(一)、行政処分が一定の争訟手続に従い、なかんずく当事者を手続に関与せしめて紛争の終局的解決が図られ確定にいたった場合には、当事者がこれを争うことができなくなることはもちろん、処分庁も、特別の規定のない限り、それを取り消しまたは変更しえない拘束を受けるにいたる。(最高裁昭和29年1月21日第一小法廷判決外)(二)、処分の取り消しによって生ずる不利益と、処分にもとづいてすでに生じた効果をそのまま維持することの公益上の不利益とを比較考量し、しかも該処分を放置することが公共の福祉の要請に照らし著しく不当であると認めることができないときには、職権でこれを取り消すことは許されない。(最高裁昭和28年9月4日第二小法廷判決外)

以上のような条理上の制限に照らして、本件の扶助料支給裁定の取消が許されるかどうか。(一)については、争訟手続によって最終的解決が図られ確定するにいたつたものでないことは明らかであること。(二)については、恩給法は強行法規によってその受給資格者の範囲と受給権者の順位とを厳格に法定されており、かつ、その受給権は受給権者に固有の一身専属的であると認められるから、受給権を有しない者に対して支給裁定をなすようなことは、恩給法の趣旨に著しく反することであり、これを取り消して遡及的にその効力を失わせることが公共の福祉に沿う所以であるといわなければならないばかりではなく、誤って支給裁定をした場合においても、その裁定に公定力が認められる結果、それを取り消さない限り、真の受給権者は支給裁定を求め現実に扶助料の支給を受けることができないことになり、法の目的に反するきわめて不当な結果を招来することとならざるをえない。

2. 取消による善意申請者の立場

一方、右支給裁定を取消することによって生ずる関係人の不利益はどうなるであろうか。

本件のような行政庁の誤りによって、受給権者とされた者としては、支給を受けた利益が現存しているかぎり、これを返還しなければならない立場に立たされることとなり、不測の損失を被る場合がありうることはこれを否定することができないけれども、恩給法にもとづく遺族扶助料の受給権は、本来、法定の要件を具備する場合に直接同法にもとづいて発生する公法上の権利であって、支給裁定は、扶助料支給に関する行政事務を的確かつ能率的に処理する必要上、受給権の要件を具備していることを公の権威をもって確定し宣言する確認行為にすぎず、これによって受給権が賦与されるわけではないのであるから、誤って支給裁定がなされたからといってその故に実体上Yに受給権が生ずることとなるものではなく、したがってまた、それが取り消されたからといって既得権の侵害が問題となる余地はないのである。Yとしては、法律上保持することの是認されない事実上の利益が奪はれる結果となるに過ぎないのである。のみならず、本件支給裁定にもとづく法律関係としては、一定期間Yに対して金銭(扶助料)の支給がなされる法律状態が作出されるにとどまり、それを基礎として第三者の権利もしくは法律関係が新たに形成される余地はないのであるから、右支給裁定の取り消しによってこれを基礎とする新たな法律秩序が破壊されるにいたるという関係も認めることができない。

これを要するに、本件支給裁定を取り消すことなくその効果をそのまま維持することによって生じる公益上の不利益は、前記のとおりきわめて大きいといわなければならないのに対し、これを取り消すことによる不利益は右のごとく単に事実上のものに過ぎないのであって、この両者を比較考量するならば、本件支給裁定を取り消すことなく放置することは、公共の福祉の要請に照らして著しく不当であるといわなければならない。

したがって、本件扶助料の支給裁定の取り消しは適法になされたものといえるべきであり、Yが支給を受けた本件扶助料は法律上の原因を欠く利得というべく、Yは民法703条にもとづいてXに対し、その利益の存する限度でこれを返還すべき義務を負うものといわなければならない。

3. 善意の不当利得

そこで、Yに法律上の原因を欠く利得(扶助料)が、返還請求を受けた当時(昭和41年6月中旬)にその利益が現存

取消の効果

していたかどうかである。

(1) Yの生活状態

Yは、昭和32年3月中学校を卒業後、経理女学校を昭和33年3月卒業し単身宇和島市に赴き衣料店、陶器店等に事務員として勤務していたが、再び松山市に戻り洋裁編物学校に入学約1年4ヶ月通学したのち昭和38年8月某と結婚した。

Yが受給していた扶助料はすべて、宇和島市内で商店勤務をしながら生活していたころから、松山市内の洋裁編物学校を卒業するころまでの約5年間の生活費、学費などに費消してしまい、見るべき財産もしくは貯えもなく、みずからも塗装店に勤めるなどして苦しい家計のやり繰りに腐心するような状態にたちいたつていた。

(2) 民法703条の「利益ノ存スル」の解釈

民法703条にいわゆる「利益ノ存スル」場合というのは、単に利益が有形的に現存する場合のみならず、その利益が利得者のために有益に費消せられた結果、減少すべかりし財産がその減少を免れたような場合もまたこれに含まれるのであって、しかも、法律上の原因なくして利得した金銭を生活費などに費消した場合については、もともと生活費というようなものはそのような利得の有無にかかわらず自己の財産を持って支弁せざるをえないものであるから、それに必要な資金を自己の財産から支出したり、また他から借り入れることなく、右の金銭をもつてこれに充てたときは、利得者の財産はその範囲において減少すべかりしものが減少しなかつたことになる道理であるから、その利益は現になお存するものと認むべきだとするのが判例の立場であるとみられるのである。したがって、このような立場からすれば、Yの受けた利益はなお現存するものと認めざるをえないかのごとくみえないわけではない。

(3) Yの利益の現存の有無

(1)で認定のごとき事情にあつたYの当時の生活状態からすると、3ヶ月ごとに金23,000円余を受給するものであつて、その金額は比較的小額であり、この程度及び形による収入の増加については、一般低所得給料生活者の昇給の場合と同様、それに伴って応分の支出の増加が生じたに相違ないものと認められるとともに、かような収入の増加がなかつたならば、それはそれで右のごとき余分の支出をしないうで済ますこともできたはずであると推測されるのである。のみならず、かりに右扶助料が支給されたのちしばらくは、これによつて喪失を免れた財産が一部残存していたとしても、Yに対してその返還請求がなされたのは右扶助料の最終支払日からすでに約5年が経過したのちのことであるから、その間には、右残存利益も、扶助料の支給にもとづく収入の増加に応じて拡大された生活規模に見合う支出のためことごとく費消されてしまったものと推認するのが相当であつて、これらの点を総合して考えるならば、本件においては、Yの得た利益は有形的に現存しないばかりではなく、それを得たことによつて喪失を免れた財産もなく、その他これを得なかつたならば他の財産を費消していたであらうと認められる事情もないというべきであり、したがつて、Yの受けた利益はすでに現存しないと認めるのが相当といわなければならない。

6. 一審・二審の比較

1. 扶助料請求に至る過程

本件のYには、もともと恩給法上の受給権はなかつたものである。これが、誤つてYに支給裁定を行ったのには、本来の受給権者であるAの援護法に基づく遺族年金及び甲慰金の請求に対し、裁定庁の審査過程においてAはCと内縁関係(事実婚)にあると認定しそれを理由に請求を棄却したことに端を発したものである。

Aの申請が棄却されたので、次順位受給権者のYが恩給法に基づく扶助料の請求に及んだ。裁定庁は右認定に沿つてYに受給権ありとして支給開始した。ところが、右認定の可否が裁判で争われその結果、AとCは内縁関係になつたとして裁定庁は敗訴し、Aの受給権が回復した。これにより裁定庁はYには受給権がないとして、裁定を取消し既に支給した扶助料の返還を求め裁判に至つたものである。

2. 一審と二審の異同

各審の要旨でみたとおり、一審は本件の取消には全部に瑕疵はなかつたけれど一部に瑕疵があり、その取消は遡及せず将来に向かつてのみ取消されるとし、返還請求を棄却した。一方、二審は行政庁の取消には瑕疵はなく原則に沿つて本件取消は遡及するとし、Yの得た利得(扶助料)は民法703条に基づき、Yが返還請求を受けた時点で、その利得の利益が現存していたかどうかを検討し結果として利益が存しないとし返還請求を棄却した。従つて、一審はYの主張を認めたが、二審はXの主張をほぼ認めながらも、返還は認めなかつた。Yとしては、理由がどうであれ国に返還しなくてもよくなったことには変わらない。

3. 行政手続の実務経験から意見

私は、一審の判断を評価したい。それは、判断の基軸を「行政行為の法適合性の原理と人民の信頼保護の原理の調和が常に考慮されねばならない」というところに置いているからである。

処分を行った行政庁が、これを取消する場合の制限として「一般に、行政処分に法律上の瑕疵があるときは、処分

庁みずからその違法または不当を矯正するための行政処分を取消しうるを原則とするが、その取消は、瑕疵ある行政処分により形成された法律秩序を既往にさかのぼって消滅せしめる効果を伴うので、これを犠牲にしてなお公益上行政処分の取消を必要とする場合に限定されるものと解すべきである。……従って、……単に行政処分に違法があるというだけではならず、違法を理由に取消することによって失われる法律秩序の破壊と取消によって得られる公益上の必要とを比較考慮しなければならない。」とされている。この公益上の必要について、一審は、「支給裁定は、その性質上、元来申請人との関係でその受給資格を確認する行政行為であるから、第三者に何ら法律上影響することがないこと又国家財政上の必要を考えても……公益上の必要があるものとは認め難い。」といっている。一方、二審は「恩給法は強行法規によって受給資格者の範囲と受給権者の順位を厳格に法定されており、かつ、その受給権は受給権者に固有の一身専属的であると認められるから、受給権を有しない者に対して支給裁定をなすようなことは、恩給法の趣旨に反しているから、これを取消して遡及的にその効力を失わせることが公共の福祉に沿う所以である。そして、その裁定に公定力が認められる結果、それを取消さない限り、真の受給者はいつまでも扶助料の支給を受けることはできないことになる。」すなわち、恩給法の強行規定であるにもかかわらず、誤って支給裁定をすること自体がもともと無効なものであり、当然に公共の福祉に反し、しかも本件受給権は固有の一身専属的であるから本件を取消たのには公益上の必要があると述べている。具体的な公益については、一審は、第三者への法律上の影響と国家財政の観点から公益上の必要性を検討したのに対し、二審は、強行法規と受給権の一身専属性の観点から検討している。

先に述べたとおり、Yが扶助料の裁定請求を行ったのには、行政庁が母親Aの裁定請求に対する確認過程において事実誤認によって端を発しているものである。従って、Yには、詐欺その他不当な手段によって裁定請求がなされたものではないこと。このことは一審においても認定している。Yの裁定請求行為そして行政庁からの返還請求は全て行政庁の事実誤認によって発生しているものであり、この返還請求にはYの心情としては納得のできるものではないものと考えられる。Yは、裁定請求ができなかったにもかかわらず請求可能と確信して請求したけれども、本来なら行政庁がこの請求を却下しなければならないところ誤って支給の裁定をしたのだから、Yにはもともと法律上の受給権がなかったのであり違法な利得を得ていたものである。従って、これを取消して、その効果によって遡及し受給した扶助料を返還することになる。そしてその返還額は、善意の不当利得として民法703条により現存する利益の範囲で返還するのが当然であるといえる。そうすると、二審の判決を支持するのに何ら疑問を生じさせるものではないように考えられるが、しかし、この裁定請求が詐欺その他不正の手段でなされたものでない以上、請求者に対しては、特に本件のような金銭の給付を目的とするような行政庁の処分を取消すよう場合には請求者に不測の損失を与えることになるので、何らかの保護があつて然るべきではなからうか。市民が行政庁に対する信頼の尺度は一般市民間のそれとは比ではないからであり、その信頼を一方的に損ねて法律上の解釈を基に責任回避を求め何ら責任を問われないという関係はあまりにも拘り定規なものであって、市民一般の集団生活においては非常識であっても常識ではないはずであろう。集団社会における信頼関係は、集団生活に欠かすことのできない基本であるからだ。特に、権限を背景に優越的な地位にある行政庁であるからこそ、市民との信頼関係を重視しなければならないのであって、その非が行政庁側にある場合には市民の信頼を回復することに意を払い説得するだけでなく納得されるような努力と説明が重要であり、これに対する保護が必要であろう。公益上とか公共の福祉などという抽象的な文言を具体的事実の照らして判断する場合に何を基準とするのかはよく分からないけれども行政手続の経験から少なくとも行政と市民間においては優越的な地位との均衡から、行政が市民に対する信頼の保護を重視することこそが最も公益に適い公共の福祉に値するものではないだろうか。行政の円滑な遂行や行政上の法的安定も重要ではあるけれども、これらを誤解したり必要以上に意識して、内部保護に重点をおくあまりに恣意的になったり内部の保身のみを重視するような行政庁が仮に存在するとすれば、それこそ正に公益に反するものといえるのではなからうか。このような観点から一審の「行政行為の法適合性の原理と人民の信頼保護の原理の調和が常に考慮されねばならない」ことを前提とした判断を支持したいのである。

そして、この信頼の保護を担保するため行政手続に明確な規定を設ける必要があるのではないだろうか。

7. おわりに

行政手続を職業として、30年を超える期間行政と接触してきた者として本件裁判に見られるような事案を幾度となく経験して得た結論は、行政の透明性であった。これが、まだ完全とはいえないが行政内部情報の開示・手続等の諸法の制定に至った現在少なくとも透明性が確保されつつあるといえる。これらが一層整備されることを期待するものであり、今後われわれがこれら諸法に対して実務の経験から組織的に意見を述べて行くべきであろう。過去に、本件裁判に類似した事件を受けた経験から寄稿する次第です。(傍点は筆者。)

全道建設業相談員研修会

平成15年3月25日、きょうさいサロン「飛鳥」にて全道建設業相談員研修会が開催されました。

当日、全道各地から登録年数も幅広く参加され、熱心に講義を聴講されていました。

研修会次第は下記の通り

13:10～14:50 決算報告書の作成及び演習

15:00～16:45 建設業許可申請書の作成

16:45～17:00 建設業相談員制度について

建設業相談員制度は道の委託を受け、行政書士が経営事項審査申請の受付業務の一部を担うものであり、各支庁との信頼関係及び広く国民の利便性を高める制度であります。

(取材・西 直人)



在留手続協議会主催無料相談会

4月4日(金)札幌国際プラザコンベンションホール(札幌市中央区)にて、行政書士北海道在留手続協議会の主催(共催は財団法人札幌国際プラザ)による無料相談会が開催されました。北海道在住の外国人を対象に年に2回開催されており、今回は本年1回目となります。

外国人配偶者との婚姻を希望する日本人や、日本での就労を希望する外国人などが相談に訪れました。在留資格の変更や更新、永住許可、帰化許可についてなどの相談に対して、通訳を交え協議会の会員が適切なアドバイスを行いました。

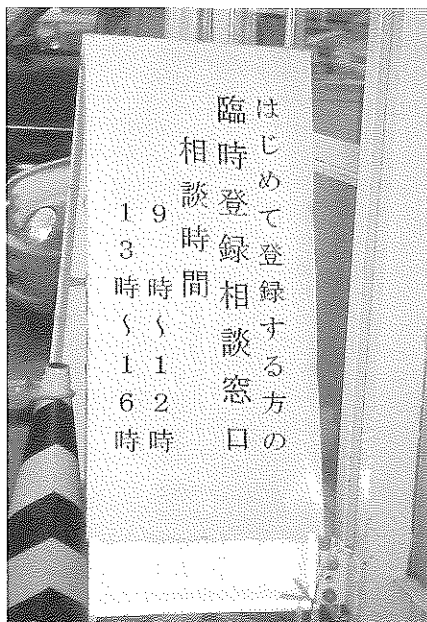
(取材・田中 浩貴)

札幌運輸支局主催無料相談会

3月27日(木)、28日(金)、31日(月)の3日間、札幌運輸支局構内の仮設会場にて無料相談会が開催されました。

年度末の3日間は窓口の大変な混雑が予想され、その緩和策の一環として行われた相談会ですが、行政書士運輸協力会・札幌地区自動車登録関係協議会・札幌支部理事の有志で対応し、410件の相談がありました。

(取材・西 直人)



コラム 7 COLUMN7

北海道行政書士会 名誉会長 佐藤 良雄

「競争相手」

不況こそは生き残り競争、じっとガマンしてコストを削減し、他が潰れるのをひたすら待つ。生き残ってさえいれば、同業他社がいなくなって何とかなるって本当ですか？マーケットが縮小し、規制緩和が進んでいく経済社会では全く新しい競争相手が出現するのです。

薬局でしか売れなかったドリンク剤は、今ではコンビニエンスストアでいつでも買える。百貨店が競争相手だと思っていたら、通信販売でシェアを食われる。求人誌の競争相手は法律改正で人材紹介会社やハローワークらしい…。生き残ることが大前提であるが、それだけでは不十分。競争相手がどこからやってくるのか、他業界の動向や規制緩和情報を集め、対策を考えることができるのは経営者のみの責任事項。行政書士もこの分野のフォローが重要です。

●新入会員



はたぎわ まさひろ
畑澤 政博 昭和24年11月21日生

札幌支部 平成15年3月20日入会
事務所 札幌市中央区北1条西10丁目1番1号
中川ビル
TEL 011-241-3085
FAX 011-241-3089

〈コメント〉
社会保険労務士との兼業です。
行政書士としての職責を全うできるよう研鑽に励む所存です。今後ともよろしくお願ひします。



きむら たかし
木村 隆 昭和32年2月3日生

札幌支部 平成15年3月20日入会
事務所 札幌市中央区北8条西15丁目28番19
アブニール桑園201号
TEL 011-633-2866
FAX 011-633-2866

〈コメント〉
1日も早く、行政書士として認められるよう努力したいと思ひます。諸先輩方の御指導よろしくお願ひ致します。



まなべ ひろたか
眞鍋 博貴 昭和44年11月8日生

札幌支部 平成15年3月20日入会
事務所 札幌市中央区北2条西14丁目1番1
ダイアパレス北2条802号
TEL 011-261-3980

〈コメント〉
新しい業務分野を開拓して行きたいと考えています。まずはスキルの向上に努めていきたいと思ひます。宜しくお願ひします。



まるやま くみこ
丸山 久美子 昭和28年12月6日生

札幌支部 平成15年3月20日入会
事務所 札幌市中央区南1条西12丁目322番地
新永ビル6階
TEL 011-271-1802
FAX 011-281-4056

〈コメント〉
4月から入会しました。ただし平成12年まで会に在籍していましたので再入会です。業務の内容は建設業許可申請を予定しています。
4月20日に札幌支部で入会の手続きをしましたが、8人くらいの新入会員がいてびっくりしました。皆さん若いけれど、初々しさの中にこれから行政書士の資格で人生を切り開いていくというやる気のエネルギーが感じられました。
そういうわけで行政書士の資格の重さ、もちろん行政から認められている国家資格としてのプライドなど再認識した次第です。
依頼者に信頼され、行政に迷惑をかける真面目な行政書士として皆様の仲間入りをさせていただきます。よろしくお願ひいたします。



ふくじゅ じゅん
福寿 淳 昭和32年6月17日生

札幌支部 平成15年3月20日入会
事務所 札幌市中央区円山西町2丁目3番4号
TEL 011-613-1940
FAX 011-613-1940

〈コメント〉
編集者として仕事を続けてきた中で出会ったり感じたりしたさまざまな社会問題、人間模様などを今いちど見つめ直しながら、先輩の先生方が築いてこられた行政書士としての社会的信頼を崩すことのないよう、勉強・仕事に精進していきたいと考えています。



しみず よしゆき
清水 祥行 昭和43年10月11日生

札幌支部 平成15年3月20日入会
事務所 札幌市中央区宮の森4条5丁目1番8-203号
TEL 011-612-7065
FAX 011-612-7065

〈コメント〉
最も身近な法律のアドバイザーとして、多くの人に関わって行きたいと思ひます。しかしながら、アドバイザーと呼ばれるには、全く経験も知識も無い状態ですので、諸先輩のご指導を賜れば幸いです。よろしくお願ひ致します。



さいとう ふみあき
齋藤 文昭 昭和45年1月30日生

札幌支部 平成15年3月20日入会
事務所 札幌市北区北35条西6丁目1番1号
インベリアル札幌401号
TEL 011-709-6612
FAX 011-709-6612

〈コメント〉
行政と市民の身近な架け橋となれるよう努めたいと思っております。
諸先輩の御指導宜しくお願ひ致します。



あおた ゆうじ
青田 裕治 昭和19年11月19日生

札幌支部 平成15年3月20日入会
事務所 札幌市白石区東札幌2条5丁目10番22号
TEL 011-811-2655

〈コメント〉



とよむら みつひろ
豊村 光洋 昭和26年9月4日生

札幌支部 平成15年3月20日入会
事務所 札幌市白石区本郷通5丁目2番7号
TEL 011-865-3022
FAX 011-865-3022

〈コメント〉



すだ まこと
須田 淳 昭和47年10月29日生

札幌支部 平成15年3月20日入会
事務所 札幌市白石区北郷9条3丁目14番2号
TEL 011-872-0147
FAX 011-872-0147

〈コメント〉
よろしくお願ひいたします！！



はしもと なつこ
橋本 奈津子 昭和44年7月28日生

札幌支部 平成15年3月20日入会
事務所 札幌市白石区栄通3丁目1番50号
橋本ビル3階
TEL 011-854-5021
FAX 011-854-5058

〈コメント〉

この度、新しく登録させて頂きました橋本です。
わからないことだらけですが、がんばっていきますので宜しくお願い致します。



よしだ せいいち
吉田 征一 昭和19年7月21日生

札幌支部 平成15年2月21日入会
事務所 札幌市厚別区もみじ台北5丁目10番1号
TEL 011-897-9690
FAX 011-897-9690

〈コメント〉

私達の日常生活における様々な行政手続など、日頃忙しい社会の人達の良き相談相手になれる事務所でありたいと思っています。



はまや ひでと
濱谷 秀人 昭和23年5月22日生

札幌支部 平成15年3月20日入会
事務所 札幌市清田区平岡2条3丁目7番7号
TEL 011-886-0879
FAX 011-886-0879

〈コメント〉

せがわ けんいち
瀬川 賢一 昭和38年12月15日生

札幌支部 平成15年2月21日入会
事務所 江別市大麻沢町21番地の6
TEL 011-387-7717
FAX 011-387-7717

〈コメント〉

この度、江別市大麻で開業させていただきます瀬川賢一と申します。世のため、人のため、喜んで働くことのできる行政書士を目指し一生懸命がんばります。どうぞよろしくお願いします。



きくち よしひこ
菊地 喜久 昭和29年2月11日生

函館支部 平成15年2月21日入会
事務所 函館市柏木町40番地6号
TEL 0138-55-3350
FAX 0138-56-5121

〈コメント〉

税理士登録して20年目、「知名」の50歳を目前にしての入会です。どうぞよろしくお願いします。



あべ ますみ
阿部 眞澄 昭和26年1月27日生

函館支部 平成15年3月20日入会
事務所 函館市堀川町1番2号
TEL 0138-54-1570
FAX 0158-54-1571

〈コメント〉

信頼される行政書士として地域に貢献できる様、がんばりたいと思っています。
よろしくお願いいたします。



なら かつひこ
奈良 勝彦 昭和17年4月1日生

函館支部 平成15年3月20日入会
事務所 上磯郡上磯町七重浜3丁目23番6号
TEL 0138-49-5737
FAX 0138-49-5737

〈コメント〉

入会にあたり北海道行政書士会や函館行政書士会のあたたかいアドバイスや、力添えをいただきました。私ども新参者にとっては、なによりもありがたい心の支えと感謝しております。
私もあたりまえの事をあたりまえに出来るように努力します。



ふくじま とおる
福寿 亨 昭和38年4月2日生

函館支部 平成15年3月20日入会
事務所 函館市宮前町29番地3号
函館不動産会館ビル2階
TEL 0138-41-2910
FAX 0138-41-2929

〈コメント〉

この度、北海道行政書士会に入会させて頂く事となりました昭和38年生まれの40才です。楽しく飲む“お酒”が大好きです。どうぞ皆様よろしくお願い致します。



なかや かおり
中谷 香織 昭和45年11月13日生

函館支部 平成15年3月20日入会
事務所 瀬棚郡今金町字今金286番地の10
TEL 01378-2-4025
FAX 01378-2-4026

〈コメント〉

この度、入会致しました中谷と申します。
信頼される“街の法律家”を目指して頑張りますのでご指導の程、宜しくお願い致します。



たての こういち
館農 恒一 昭和31年2月27日生

旭川支部 平成15年2月21日入会
事務所 稚内市富岡3丁目28番21号
TEL 0162-32-5602
FAX 0162-32-5602

〈コメント〉

全ての仕事の第一歩として資格を取得しましたが、会報等にふれあためてその業務の広さに驚きの毎日です。諸先輩の御指導何卒よろしくお願い致します。



ちだ かつひこ
千 田 勝 彦

昭和20年 9 月 9 日生

旭川支部 平成15年 2 月21日入会
事 務 所 旭川市永山10条 6 丁目 2 番 8 号
TEL 0166-48-9956
FAX 0166-47-9939

〈コメント〉



まつだ たかし
松 田 隆

昭和28年 6 月 3 日生

旭川支部 平成15年 3 月 7 日入会
事 務 所 旭川市神居 6 条 3 丁目 2 番12号
TEL 0166-61-4247
FAX 0166-61-4247

〈コメント〉

26年間金融機関に勤務・専門知識充実に励んで、この度開業しました。企業、市民の良き相談相手になれるよう精一杯努力します。



こばやし まさひろ
小 林 政 浩

昭和38年 2 月20日生

旭川支部 平成15年 3 月20日入会
事 務 所 旭川市 4 区 3 条 3 丁目 4 番地の26
TEL 0166-59-5106
FAX 0166-59-5118

〈コメント〉

身近な法律家として依頼人から信頼される行政書士を目指して頑張ります。諸先輩の御指導宜しくお願い致します。



えびな ろうた
蝦 名 朗 太

昭和40年 8 月25日生

旭川支部 平成15年 3 月20日入会
事 務 所 稚内市中央 2 丁目 3 番 1 号
TEL 0162-23-3062
FAX 0162-24-4276

〈コメント〉

稚内部会の蝦名です。
ホームドクターの様な身近な専門家を目指していきたいと思っています。
諸先輩の皆様、よろしくお願いします。



いらい じょうじ
白 井 譲 治

昭和15年 4 月12日生

旭川支部 平成15年 4 月 2 日入会
事 務 所 旭川市 4 条通17丁目1443番地の 2
リーセント 4 条通601
TEL 0166-26-0823
FAX 0166-61-0823

〈コメント〉

宜しくお願いします。



たかはし まさひこ
高 橋 正 彦

昭和30年 8 月 1 日生

室蘭支部 平成15年 2 月21日入会
事 務 所 伊達市末永町 1 番地18
TEL 0142-23-3227
FAX 0142-23-3321

〈コメント〉



ねかい たかし
根 廻 隆

昭和40年 6 月29日生

苫小牧支部 平成15年 3 月20日入会
事 務 所 苫小牧市旭町 4 丁目 2 番20号
TEL 0144-33-3852
FAX 0144-35-0183

〈コメント〉

平成14年に試験に合格し、この度登録させて頂きました。
行政書士業務におきましても法改正も多く複雑になってきていると思っています。
ご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。



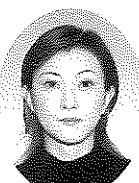
にしな たかし
西 科 隆

昭和18年 3 月 7 日生

十勝支部 平成15年 4 月11日入会
事 務 所 河東郡鹿追町新町 1 丁目129番地
TEL 01566-6-2277
FAX 01566-6-2277

〈コメント〉

行政時代にお世話になったことを今度は行政書士として地域住民の生活の中の安心へのかけ橋として頑張ります。



どい のりこ
土 井 典 子

昭和44年 9 月16日生

釧路支部 平成15年 3 月20日入会
事 務 所 釧路市愛国東 2 丁目21番 5 号
拓穂ハイツ 3 号
TEL 0154-36-5717
FAX 0154-36-5717

〈コメント〉

わからない事、不安な事ばかりですが諸先輩方の力をおかりして少しずつ成長して行けたらいいなと思っています。
今後ともよろしくお願い致します。



ご逝去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

小樽支部 三二五〇番

伊藤 博

去る平成十五年三月六日にて永眠
(享年七十八歳)

網走支部 三〇〇番

佐々木 正

去る平成十五年三月十三日にて永眠
(享年七十五歳)

室蘭支部 三七七七番

佐藤 重義

去る平成十五年三月十六日にて永眠
(享年七十一歳)

本会の主要行事

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
H15. 3. 1	行政書士制度説明会	13:30~15:30	かでの2.7
H15. 3. 1	正副会長会	13:40~18:00	本会役員室
H15. 3. 3	選挙管理委員会	15:30~17:00	本会役員室
H15. 3. 4	企画開発部会	13:30~17:00	きょうさいサロン
H15. 3. 4	会報編集委員会	15:00~17:00	本会役員室
H15. 3. 6	行政書士登録調査委員会	15:00~17:00	本会役員室
H15. 3. 7	会館取得調査検討委員会	14:00~17:00	本会役員室
H15. 3.13	会報編集委員会	15:00~18:00	本会役員室
H15. 3.23	常任理事会	13:00~18:00	きょうさいサロン
H15. 3.24	理事会	10:00~17:00	かでの2.7
H15. 3.25	決算予備監査	10:00~17:00	本会役員室
H15. 3.25	全道建設業相談員研修会	13:00~17:00	きょうさいサロン
H15. 4. 2	常任理事会	13:00~17:00	KKR札幌
H15. 4. 9	会報編集委員会	15:00~17:30	本会役員室
H15. 4.10	行政書士登録調査委員会	14:30~17:30	本会役員室
H15. 4.14	決算監査	10:00~17:00	本会役員室
H15. 4.15	決算監査及び監査講評	10:00~17:00	本会役員室
H15. 4.15	常任理事会	13:00~15:30	ガーデンパレス
H15. 4.15	監察委員会	15:00~17:00	ガーデンパレス
H15. 4.16	理事会	10:00~16:30	きょうさいサロン
H15. 4.30	会長選挙立候補届受理	9:00~17:00	本会役員室
H15. 5. 8	行政書士登録調査委員会	15:00~17:00	本会役員室
H15. 5. 8	会報編集委員会	15:00~17:00	本会会議室
H15. 5.13	綱紀委員会	13:00~15:00	本会役員室
H15. 5.15	会報編集委員会	15:00~17:00	本会役員室

支部業務研修会開催状況

支 部	開催年月日	開 催 場 所	研 修 科 目	講 師	受講者
室 蘭	H15. 3.15	室蘭市 中小企業センター	・車庫証明と車の登録申請	北海道行政書士会 室蘭支部理事 土井 伸	人 12
根 室	H15. 2. 8	標津町 ホテル川畑	・自己破産の実務について検討	北海道行政書士会 根室支部理事 田中 誓雄	6

表紙のこぼ

「オホーツクタワー」

営業時間／5～10月10:00～21:00／11～4月10:00～17:00(2・8月は9:00～)

入館料／大人1,200円／小中高校生600円(幼児無料)

○海底階：海中自然観察室

冬は流氷の下での神秘的な世界、流氷のない季節は回遊する魚やタワー下部に定着している魚介類の観察ができます。

○1階：エントランスホール

タワー建設過程の記録写真展示、氷海の研究・観測の映像による紹介を見ることができます。

○2階：流氷観測室・映像ホール

流氷レーダー画像、水中カメラや気象・海象観測のデータ映像等がリアルタイムで見ることができます。映像ホールでは、流氷が来る過程や特徴等を紹介しています。

○3階：海上30メートルの高さから雄大なオホーツクの風景と流氷原を見ることが出来ます。

(画 札幌支部 神田 務 会員)



INDEX

目次

Shibu.com ～支部ドットコム～「特集 網走」…… 2～6

特集 ほっぴ・すてっぴ・じゃんぷ

著作権法講座 …………… 7

農地法講座 …………… 8

電子申請と行政書士を待ち受けている地平 … 9～12

取消の効果 …………… 13～17

全道建設業相談員研修会報告 …………… 18

在留手続協議会主催無料相談会報告 …………… 18

札幌運輸支局主催無料相談会報告 …………… 19

コラム「競争相手」 …………… 19

新入会員 …………… 20～22

本会の主要行事 …………… 23

ご逝去 …………… 23

支部業務研修会開催状況 …………… 23

忙中閑有 …………… 24

2003.5.第256号

平成15年5月25日発行

発行人 佐藤 隆一

編集人 鹿野 ひとみ

編集委員 田中 浩貴

編集委員 西 直人

編集委員 斉藤 秀一

発行所 北海道行政書士会

印刷所 (株)スリーエス印刷

札幌市中央区北1条西7丁目(西向) タキモビル2階

TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138

郵便番号 060-0001

取引銀行 北海道銀行本店 (当19116)

北洋銀行本店 (普0742651)

北洋銀行札幌南支店 (普0570344)

札幌銀行本店 (普389444)

振替口座 02730-0-8224番

忙中閑有

漢方鍼灸院に通って半年近くになります。おかげで回らなかった首が回るようになり、肩こりも治りました。お酒の味もさらにおいしく感じるようになりました。対処療法の西洋医学ではない、根治療法の東洋医学だそうですが、五臓六腑を少しずつ整えていくので根気よく通わなければなりません。

(文責 田中 浩貴)

日本酒をおいしく頂くために塩を盛ります。星飛雄馬が巨人軍に入団したときに一徹が祝い酒を口に運ぼうとしたが、一徹は考え直し飛雄馬が巨人の星になるまでは飲めないと酒を断りました。星一徹は名前の通り強靱な精神力の持ち主だからこそ酒を口に運ばない願を掛けることは出さるのでしょうか、私は酒を断ることは出来ません。

(文責 西 直人)

最近、めっきりお酒の量も減り朝になるのが妙に早く感じるようになりました。お酒だけは裏切らないものと思っておりましたが、こここのところ裏切られっぱなしです。酔い醒めがいいからと、焼酎も試してみましたが、朝の辛さは変わりません。ひょっとして、お酒が弱くなったのではなく、体力が衰えたのでしょうか？

(文責 斉藤 秀一)

今月号で私達の会報編集委員としての任期も終わり、ようやくとうまい酒が飲めそうです。この4人+会報編集委員会に携わって下さった方々に深く感謝を申し上げます。酒は楽しく飲むのが一番。仕事も楽しんでやるのが一番。その日のストレスはその日のうちに解消するのが一番。何はともあれ今夜は頑張ってきたメンバーとグラスを傾け合い2年の日々を語り明かしたいと思います。今後の会報の発展を祈りつつ。

(文責 鹿野 ひとみ)

会員数の概要

(名)

総 会 員 数				前年同月比	前 月 比
1,404				+ 56	+ 23
男性	1,303	女性	101		

次号の記事の締切は6月末日です。

平成15年4月末日現在